

徳島県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月4日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
北井上土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	小 林 照 幸		徳島市国府町西黒田字西傍示203
同		三 好 昭 夫	同 213